

# 学校いじめ防止基本方針

蘇州日本人学校

令和 6年 6月 1日策定

令和 7年 4月 1日改定

いじめ防止対策委員会

# 学校いじめ防止基本方針（蘇州日本人学校）

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。

しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

そこで、日常生活の中で、子どもの様子を全職員で観察し、子どもたちの関係把握に努め、早期発見といじめに対する的確な早期対応ができるようにしていくことが大切です。そのための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

## 2 いじめの防止等の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

### (2) いじめへの基本認識

いじめの認知は、被害児童生徒の立場に立って行います。程度の軽い1回だけの行為でも、被害児童生徒が「心身の苦痛」を感じていればいじめと認知します。いじめの表れとしては以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1つ1つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。また、「問題行動」の中に、いじめを起因とする事案がある場合もあり、的確な見極めが必要です。さらに、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが重要です。

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や所属する集団において、規律が守られなかつたり、問題を隠したりするような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気を付ける必要があります。

### (4) いじめの未然防止の基本的な考え方

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。学校や家庭・日系社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。

#### ★教師としてなすべきこと★

- ①教師自身がいじめを見抜く感性を磨くこと
- ②不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること
- ④心の居場所づくりに努めること
- ⑤いじめは許さないという風土をつくること
- ⑥互いに個性を認め合う学級経営に努めること

## 3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) いじめの未然防止

#### ① 授業の充実

自分の考えをもち、友達と考えを表現し合い、伝え合う力を育成する授業を推進し、「わかる」に支えられた知識・技能を使い、思いを相手にわかるように話すことができる子どもを目指す。

## ② 読書活動の推進

図書館を活用する習慣を身に付け、「五感で感じ、情報を得る力」を育む。

## ③ 道徳教育

道徳教育の中で、心を育てることを中心に指導を進めていく。また、道徳的実践力を高めていく中で、豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団作り、規範意識を身に付け、自浄力を持つ児童集団の育成を目指す。

## ④ 人権教育月間の設定（11月）

- ・人権講話の実施、学年学級の実態に応じた取り組みを行う。
- ・人権標語を作成

全校で作成し掲示することで、学校全体で人権意識の高揚を図る。

## ⑤ 情報モラル教育

- ・情報モラル講習会の実施
- ・各教科及び道徳科を活用した情報モラル教育の実施

## ⑥ 子どもの自主的活動の場の設定

児童生徒が互いに助け合い認め合えるような活動の場を意図的に設定する。

- ・「あいさつ運動」の実施

明るくあいさつを交わすことによって、お互いの心の交流を図っていくようにする。また、自己表現する場を多く設けることで、自信を持って生活できるようにする。

- ・仲良し班活動

1年生から9年生までの縦割り班活動によって、様々な立場や経験を積み重ねることによって、仲間意識を高めていくようにする。また、仲良し班清掃によって、協働作業に取り組みながら、連帯感を持たせ、助け合い力を合わせることの喜びと価値を感じることでできる経験をさせる。

## (2) いじめの早期発見

### ① Teams による情報共有

- ・生徒指導事案が発生したら、学年で情報を共有し、学年主任の判断で Teams に掲載し報告する。必要に応じ、対策会議を実施する。

### ② アンケートの実施

- ・年3回（6月、11月頃、2月頃）児童生徒対象に「生活アンケート」を実施する。
- ・実施後集計し、集計結果を基に、生活指導部やいじめ防止対策委員会で、対策を検討し、全教職員による共通理解のもと対応する。

### ③ 担任による教育相談の実施

- ・年3回、生活アンケート実施後に教育相談を実施。
- ・随時教育相談を実施する。

### ④ JSS 交流会

- ・月1回実施

全職員で児童生徒の状態を共有し、全校的な視野に立って、学級や学年、学部

の枠を超え、相互に連携して児童生徒一人ひとりの指導・援助に当たるようにする。特に、担任と教科担当との連携は密にする。月末に全体に報告し全職員で情報共有し、指導方法についても確認する。

#### ⑤ スクールカウンセラーによる教育相談の実施

・月2回実施 オンラインによるカウンセリングを実施する。児童生徒、保護者及び教職員を対象に、悩みや不安、抱えている課題等についてスクールカウンセラーに相談し、解決を図っていく一助とする。特に、いじめ事案については、スクールカウンセリングを有効に活用する。

### (3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

#### ① 情報収集

・いじめの情報を受けたり、確認されたりした場合は、直ちにいじめ対策委員会を開き対応を検討する。生活アンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。

#### ② 被害者対応

・いじめられた児童生徒・保護者への配慮と対応を、慎重に行っていく。

#### ③ 加害者対応

・いじめた児童生徒・保護者への指導と対応として、いじめやいじめにつながる行為を繰り返したり、潜伏したりしないように指導に当たる。

#### ④ 周辺児童生徒対応

・いじめを見た児童や周辺にいた児童への指導や心のケアを行う。

### (4) 重大事態への対処

#### ① 重大事態の定義

・いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (ア) 子どもが自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合 等

・欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日 を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

#### ② 重大事態と判断されるいじめへの対応

重大事態が疑われるいじめや保護者からの申し立てがあった場合は次の対応をする。

- (ア) 管理職に報告し、当該事案に対処する組織を速やかに設置する。
- (イ) 事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- (ウ) 調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども

及びその保護者に適切に提供する。

- (エ) いじめを行った児童生徒・保護者に対しては、いじめの解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止、犯罪行為に当たる場合は関係所管との連携協力など毅然とした対応を行う。
- (オ) いじめの周辺にいる児童生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラーの活用を適切に行う。

## JSS いじめ対応マニュアル

### 第一段階（初期段階での対応）

#### 1. 問題行動の早期発見

問題行動（いじめ）への対応のまず第一は、未然防止と早期発見・早期対応である。各学級担任を中心に児童生徒の人間関係や集団の掌握や行動や言動についての情報収集に努める。

（定期的なカウンセリング、アンケート調査、日記指導、それを踏まえた学級指導）

#### 2. 問題行動の発生と発見

- ①問題行動が発生した場合、それによって怪我等をしていけば、養護教諭による手当（場合によっては、病院へ搬送）を行う。
- ②問題行動（いじめ）の事実確認を行う。
  - ・ 複数の教師で対応し、客観的に事実のみを関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒）より聞き取る。
  - ・ 日付や時間、場所、行動内容、関係児童生徒氏名等を記録し、全員で事実確認をする。

#### 3. 保護者への連絡

- ①被害児童生徒保護者→電話で事実に基づいた説明を行う→学校への来談、家庭訪問の実施（担任・管理職）→学校としての支援のあり方について話す⇒被害児童生徒への指導・援助
- ②加害児童生徒保護者→具体的な記録や資料に基づいた説明を行う→学校への来談、家庭訪問の実施（担任を含む複数教師で）→学校側と今後のことについて相談（加害児童生徒の今後の指導と被害児童生徒への対応の仕方）⇒加害児童生徒への指導・援助

#### 4. 校内指導（全校・学年・学級）の実施

- ①規範意識の高揚→人権面や道徳面から相手の人権や人格を否定する行動（いじめ）は許さない、許されないという考えの下、繰り返し指導する。
- ②保護者との連携→臨時保護者会等を開催し、事実に基づき経緯を説明した上で、いじめ防止について話し合い、全体の問題として、連携して対処する。

（1～4で、ある程度の好転が見られる場合は、対象児童生徒の様子を見守り、状況を多面的に観察していく。）

### 第2段階（状況に改善が見られない場合）

#### 1. 特別な指導の実施

- ①加害児童生徒へ個別指導を実施する。（言動や行動を正し、いじめ行為を否定する。）
- ②加害児童生徒保護者との個別対応（家庭での様子や話しぶりを聞いた上で、学校での改善されない状況を知らせ、協力を要請すると共に連携した指導を行う。）
- ③加害児童生徒の言動や行動、その保護者の姿勢や対処について記録をとっておく。

#### 2. 校内いじめ防止対策委員会の設置（管理職・主任・担任等）

- ①管理職・主任・担任等で校内検討委員会を設置し、問題行動の状況について共通理解を図り、今後の対応について話し合う。

- ②特別な指導の効果・当該児童生徒の変容、保護者の姿勢・態度について多角的に評価検討する。
- ③結果を受けて、加害児童生徒の出席停止も想定した指導内容を具体的に検討しておく。

### 3. 保護者及び加害児童生徒への警告

- ①加害児童生徒への反省やその保護者への自覚を促すことを目的に、今後の対応として出席停止もあり得ることを伝える。
- ②警告後の加害児童生徒の態度や言動を観察し、行動状況を学校家庭相互に連絡し合い改善状況を分析検討していく。

## 第3段階（それでも改善されない場合）

### 1. 運営委員会への報告

- ①警告後もいじめの状況が続き、加害児童生徒に反省の態度や行動面の改善が見られない場合は、職員会議を開き、全教員の共通理解を踏まえて出席停止措置を講ずる。学校長は運営委員長に状況報告し、出席停止措置をとることを連絡する。
- ②当該児童生徒のいじめについての状況資料や加害児童生徒への個別の指導記録を基に出席停止措置に至った状況を直近の学校運営委員会で詳しく報告する。

### 2. 措置の決定

- ①校長が、出席停止措置を行う趣旨の通知を当該児童生徒の保護者に出す。
- ②出席停止期間、その間の過ごし方、注意、学習課題等は、学校から連絡する。

### 3. 当該児童生徒・保護者への指導

- ①担任は指導計画を立て、それに基づいた家庭訪問を実施し、当該児童生徒の家庭での様子や反省の状況を把握する。合わせて、保護者からの聞き取りも行う。
- ②家庭学習の課題・生活のあり方についての指導を行い、学校復帰に向けて意識の改革を図る。

### 4. 他の児童生徒への指導・保護者への協力依頼

- ①事実についての説明、学校秩序の回復へのお願い等を伝え、協力をお願いする。
- ②当該児童生徒と関係のある児童生徒への指導を行う。

### 5. 当該児童生徒の学校復帰

- ①学校復帰に向けて、受け入れ態勢を整備する。
- ②全教職員の共通理解を図った上で復帰させる。また、運営委員会へその旨報告を行う。

## 指導上の留意事項

- 1. マスコミ等、外部に対する窓口は、管理職に一本化する。
- 2. 第3段階においても改善されない場合は学校運営委員会の承認の下、退学措置をとる。
- 3. 問題行動（いじめ）の結果、傷害等の刑事事件に発展した場合は、上海総領事館の指示を仰いで行動する。
- 4. 最終、事例によっては、中国の法律に基づいて、事件処理を行うことも念頭に置いて考える。

### いじめに関する情報

＜本人・保護者・他児童生徒・関係職員・関係機関・日系社会・地域住民＞

- 日常の観察
- 本人や保護者からの訴え(アンケート調査・教育相談・家庭訪問や個別相談等)
- 教師間の情報交換
- 相談体制の充実

## ① 情報収集

- 本人・保護者・他児童・関係教職員・地域住民等から「組織的」に情報を集める。
- いじめを発見した場合には、その場でその行為を止める。
  - ・迅速かつ正確に。
  - ・情報源を明かさない。
  - ・言い方を統一する。
  - ・具体的な事実を時系列で整理する。
  - ・事実と周辺情報を区別する。

## ② 指導・支援体制を組む (即日)

- 校長・教頭の判断で、事案に応じて「いじめ防止対策委員会」の構成員を決定し、支援体制を組む。

### (校内)いじめ防止対策委員会

☆ いじめの認知について判断を行い、当面の対応について指導方針を明確にする。

[構成員] 校長、教頭、教務主幹、校務主任、各学部長、当該学年主任、生徒指導主任、養護教諭、当該担任を招集。

### (拡大)いじめ防止対策委員会

☆ 事案の緊急性や必要性に応じて、対応の適正化を図り、その実効性を高めるために、外部の専門家を招聘する。

[構成員] 学校運営委員会との連絡を密にし、上記の構成員に加えて、必要に応じて、SC、学校医を招集。

さらに、重大事態の場合は、速やかに学校運営委員長・学校運営委員会理事・PTA会長・副会長を招集し、開催する。

報告・連絡

## ③ C 上海領事館・ 文部科学省へ

- 重大事案については、直ちに上海領事館に連絡し、随時連絡をとりながら対応していく。
- 記録を作成し、報告する。

## ③ A 子どもへの指導・支援

- いじめられていた児童生徒については、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くす。友人関係に気を配りながら、その児童生徒の持っている良さや持ち味に気付かせ、自信を持たせるよう指導・援助していく。活躍の場や機会を多く設定し、認め励まししながら、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努める。
- いじめをしていた児童生徒には、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨む。いじめの事実を確認した後、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づく支援を意図的・継続的に行うとともに、いじめをした児童生徒の内面理解やいじめの背景にも目を向けながら、加害児童の心の安定のため継続的な観察と支援を行う。
- 他の児童生徒にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるよう集団への働きかけを継続的に行う。同時にメンタルヘルスクアを意識して、全校児童生徒の不安を解消する。

評価・改善

## ③ B 保護者対応

- 事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝える。(誠意の伝わる対応になるよう細心の注意を払う)
- 初期対応後もいじめた児童生徒の保護者、いじめられた保護者の双方に誠意ある対応を継続する。初期対応後の学校の様子について随時連絡するとともに、学校の現時点での対応について理解を求めながら、家庭における取組や配慮事項があれば依頼する。また、必要に応じて個別面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで相談と連携を続ける。